

第11号様式(2)

権利を消滅させる旨の書面

(あて先) 川崎市長

権利者	住所	
	氏名	印

次の生産緑地は私の権利の目的となっていますが、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定に基づき所有者が買取り申出をするにあたり、同法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利が消滅することに同意します。

なお、登記抹消手続きについては、貴職の指示に従い直ちに行います。

1 所有権以外の権利の目的となっている生産緑地の明細				
土地の所在	登記簿 地目	登記簿 地積(m <sup>2</sup> )	所有権 権利者住所・氏名	所有権以外の権利 種類、内容、権利者住所・氏名
2 備考				
※ 処理欄				受付印

添付書類  土地登記簿謄本 通  印鑑証明書 通

生産緑地法第10条(抄)

生産緑地（中略）の所有者は（中略）市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもって、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。